

中野区新庁舎自動証明写真機設置事業 に伴う一般競争入札（郵送型）要項

中野区(以下「区」という。)では、中野区新庁舎(以下「庁舎」という。)において、顔写真の貼付けを必要とする申請等を行う際の利便性の向上を図るため、自動証明写真機を中野区新庁舎内3階に設置する事業を実施します。

したがって、区が求める仕様を満たし、かつ多様なサービスが可能な自動証明写真機の設置・管理事業を行う者(以下「事業者」という。)を募集します。

中野区新庁舎自動証明写真機設置事業に伴う区有財産の貸付に係る一般競争入札に参加される事業者(以下「事業者」という。)は、この要項及び仕様書をよく読み、次の各事項をご承諾のうえ、お申込みください。

■スケジュール

(1) 入札参加申込み受付

令和6年1月26日(金)～令和6年2月7日(水)(土日祝日を除く)

※入札に参加するには、参加申込書の提出が必要となります。

(2) 質問及び回答

質問締切日：令和6年2月7日(水)午後5時まで(必着)

質問に対する回答：令和6年2月16日(金)

(3) 入札期間(入札書の到着期間)

令和6年2月19日(月)～令和6年2月28日(水)

(4) 開札日時

令和6年3月1日(金)午後3時～(予定)

(5) 区有財産貸付契約締結

令和6年3月下旬(予定)

(6) 貸付開始

令和6年5月1日

1 対象物件

(1) 所在地：東京都中野区中野四丁目11番19号

(2) 場所：中野区新庁舎3階の一部

(3) 指定用途：自動証明写真機の設置・管理

(4) 貸付面積：6.88㎡

※今後の新庁舎の建設状況により、若干の変更の可能性があります。

(5) 貸付期間：令和6年5月1日から令和9年3月31日までの2年11か月間

貸付物件の配置図は別紙「自動証明写真機設置概要」をご参照ください。

2 貸付料

- (1) 中野区が設定した最低落札価額（中野区行政財産使用料条例第2条及び、公有財産規則第33条に基づき算出した貸付料に消費税及び地方消費税の額を加えた金額）以上の金額で入札した者のうち、最高価額の入札額とします。
- (2) 入札書に事業者が記載する金額（年額）は事業者が見込む売上を考慮した金額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- (3) 年度途中開始のため、初年度分納付額は

- ①落札価格(年間貸付料)を12で除して得た月額貸付料に、
- ②貸付期間に相当する月数を乗じて得た金額を、初年度の貸付料(※積算例参照)とします。

[※積算例]落札価格(年額貸付料)1,000,000円の場合

- ①1,000,000円÷12か月=83,333円(月額貸付料：円未満切捨て)
- ②83,333円×11か月=916,663円(…初年度(令和6年度)分納付額)

3 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人が入札することができます。

- (1) 令和6年1月1日現在「日本標準産業分類」（平成25年10月改定総務省）における「7461 写真業（商業写真業除く）」の経営を行っていること。
- (2) 令和6年1月1日を基準日として、官公署において、過去2年以内における自動証明写真機設置の運営実績がある者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当していないこと。
- (4) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（2010年中野区要綱第173号）別表に規定する指名停止の要件に該当していないこと。
- (5) 中野区、国及び他の自治体において、競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 応募申込書受付時点において、直近3年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 法人等又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 中野区契約における暴力団等排除措置要綱（2012年中野区要綱第148号）第3条

第1項の入札参加除外措置を受けている者又は東京都や他の自治体で同様の入札参加除外措置を受けている者でないこと。

4 契約上の主な条件

詳細は「中野区新庁舎自動証明写真機設置事業仕様書」のとおりです。

5 入札参加申込

(1) 一般競争入札参加申込みの受付

入札参加を希望される場合は、下記の期間内に(2)の参加申込書等を下記受付場所へ持参してください。参加申込書の受理の際に申込受理書(参加申込書に受付印を押印した写し)を交付します。

なお、この申込受理書(参加申込書に受付印を押印した写し)は、開札に立会う際に必要となります。

① 受付期間

令和6年1月26日(金)から令和6年2月7日(水)まで

※ただし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

② 受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時

③ 受付場所

中野区 総務部 DX推進室 新区役所整備課 庁舎管理係 (中野区役所4階9番窓口)

※参加申込書が受理されない場合は、入札できませんのでご注意ください。

(2) 参加申込に必要な書類等

<input type="checkbox"/> 参加申込書	様式第1
<input type="checkbox"/> 一般競争入札参加に係る誓約書	様式第2
<input type="checkbox"/> 自動証明写真機の実績を証する書類の写し(契約書等の写し)	令和6年1月1日を基準日として、過去2年以内に官公署において自動証明写真機設置した実績。
<input type="checkbox"/> 法人に関する書類	1 法人の概要(様式第3) 2 登記事項証明書(謄本) (参加申込書受付時点から3ヶ月以内に発行されたもの) 3 定款(最新のもの) 4 印鑑登録証明書(原本) (参加申込書受付時点から3ヶ月以内に発

	<p>行されたもの)</p> <p>5 国税（直近3年間の「納税証明書(その1)」及び「納税証明書(その4)」）、 地方税（直近3年間の「納税証明」及び「滞納処分を受けたことのないことの証明」）</p>
--	---

(3) 入札参加の辞退

参加申込書の提出後、開札前に参加を辞退される場合は、**辞退届(様式第4)**を区にご提出ください。

6 参加における留意事項

(1) 参加無効に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ア 本入札要項の公表から選定されるまでの間に、本件の募集、選定の業務に従事する区職員及び関係者に対し、自己が有利になる目的のために接触等を行ったと認められる場合
- イ 他者の申込を妨害したと認められる場合
- ウ 応募書類等に虚偽又は不正の記載があった場合

(2) 費用負担

参加に要した費用は、全て参加者の負担とします。

(3) 参加書類の取扱い

提出した参加書類の内容の変更は、原則として認めません。ただし、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。なお、参加書類については、中野区区政情報の公開に関する条例（昭和61年中野区条例第9号）に規定する区政情報となります。

(4) 著作権

参加書類に係る著作権は、参加者に帰属しますが、区が必要と認めたときは、区はこれを無償で使用できるものとします。

(5) 参加書類の返却

提出した参加書類は返却しません。

7 入札方法

郵送による入札とします。ただし、入札期間内の到着が難しい場合は、持参も可とします。

持参の場合は、平日の午前9時～正午又は午後1時～午後5時の間に、本件中野区の担当者に直接手渡しをお願いいたします。

(1) 入札期間（入札書の到着期間）

令和6年2月19日（月）から令和6年2月28日（水）まで【必着】

(2) 入札書の記入及び封入について

入札書（様式第5）に、入札者の所在地や事業者名等を記入のうえ押印し、金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。

記入した入札書を任意の定形封筒に入れ、封（糊づけ）をし、入札書と同じ印鑑で封印をしてください。

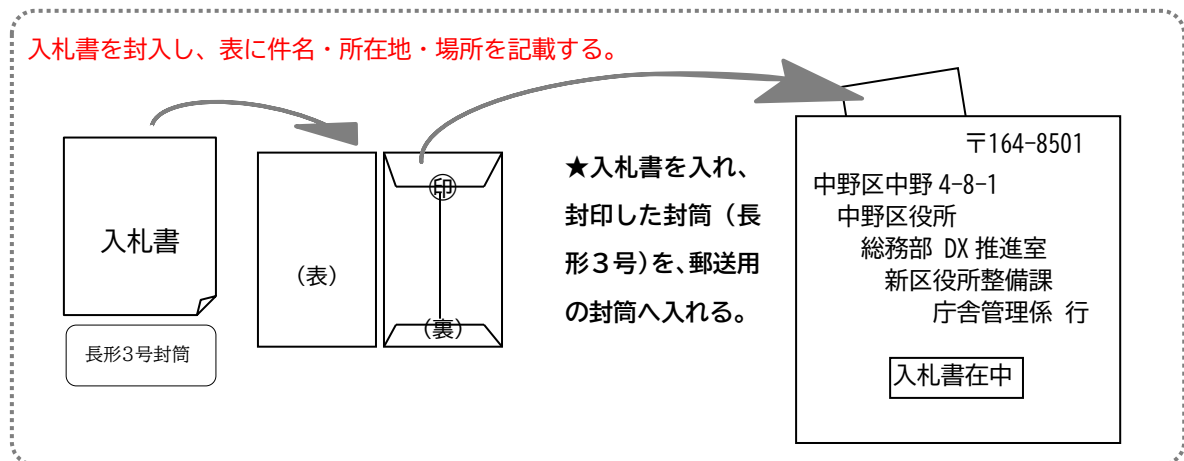
(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、本要項「2 貸付料」に基づき算出した、1年間の貸付料（消費税及び地方消費税額を含めた金額）を記載してください。全貸付期間分の貸付料ではありませんのでご注意ください。

(4) 提出方法及び提出先（郵送先）

入札書を入れた封筒を、郵送用の任意の封筒に入れ、郵送（配達証明付き書留郵便又はそれと同等のものによる）してください。持参の場合は、郵送用封筒に入れる必要はありません。

【宛先】 〒164-8501 中野区中野4-8-1（中野区役所4階9番窓口）
中野区 総務部 DX推進室 新区役所整備課 庁舎管理係 行



(5) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とします。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 所定の日時までに入札参加申込書が受理されていない者のした入札
- ③ 郵便による入札を認められた場合において、入札書が所定の日時まで所定の場所に到着しない入札
- ④ 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のない入札

- ⑤ 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者のした入札
- ⑥ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたものに係る入札
- ⑦ 入札書の金額を改ざんし又は訂正した入札
- ⑧ 区が追加提出を求めた資料を提出しない者のした入札
- ⑨ 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

8 開札の執行・落札者の決定について

(1) 開札日時

令和6年3月1日(金) 午後3時から(予定)

※立会受付は、午後2時50分から行います。

(2) 開札場所

中野区役所9階 第11会議室(予定)

(3) 開札立会

入札関係者は、各2名まで開札に立会うことができます。ただし、開札場所は入室できる人数に限りがあるため、状況により各1名に制限させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、立会は任意ですが、開札場所への入場には、申込受理書(申込書の写しに受付印を押印したもの)が必要となりますので、必ず受付に提示のうえ確認を受けてください。

入札関係者の立会が全くない場合には、中野区職員の立会により開札します。なお、この場合、異議の申立てはできません。

(4) 落札者の決定方法

中野区が設定した最低落札価額以上の金額で入札した者のうち、最高価額の入札者を落札者とします。

なお、最高価額の入札者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定いたします。その際、開札に立会っていない者が該当した場合は、中野区職員にくじを引かせて落札者を決定します。なお、中野区職員が引いたくじの結果に、異議の申立てはできません。

また、落札決定者の法人名及び金額を公表いたしますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 落札者との契約手続きについて

落札者決定後、落札者に対して書面により決定通知書を送付し、工程表等の提出等、今後の手続きについてお知らせします。

また、落札者は、令和6年5月7日(火)から運用ができるよう自動証明写真機設置のための準備を行っていただくとともに、区有財産貸付契約の締結を区と協議の上、区の

指定する期日までに行ってください。

(6) 入札保証金・契約保証金

中野区契約事務規則第10条第2項第2号及び第46条第2項第5号により免除とします。

9 質問及び回答

質問については、**質問書（兼回答書）（様式第6）**に質問事項をご記入のうえ、以下の件名を付けて電子メールで送付してください。なお、質問書（兼回答書）による質問は仕様書記載内容に限ります。参加手続きに係る質問については、本件お問い合わせ先へ直接ご連絡ください。

- 送付先メールアドレス
6068@city.tokyo-nakano.lg.jp
- メールの件名
中野区新庁舎自動証明写真機設置事業質問書（事業者名）
- 締切日
令和6年2月7日（水）午後5時まで（必着）
- 質問者に対する回答
質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、**令和6年2月16日（金）**までに、参加申込をした全ての事業者あてに電子メールにて回答します。

10 お問い合わせ先（中野区担当）

〒164-8501 東京都中野区中野4-8-1（中野区役所4階9番）
中野区 総務部 DX推進室 新区役所整備課 庁舎管理係
TEL 03-3228-8854（直通）
03-3389-1111（代表） 内線5447
FAX 03-3228-5643
Email 6068@city.tokyo-nakano.lg.jp